

静岡市医療的ケア児等支援協議会について（平成 31 年度 4 月 1 日設置）

目的：人工呼吸器や導尿、たんの吸引等、医療的ケアを必要とする方とその家族が地域で安心して生活するための支援体制整備を、各関連分野（保健、医療、福祉等）が協議するため。

委員：静岡県立こども病院医師、済生会病院医師、あおぞら診療所院長（訪問診療）、重症心身障害児者入所施設つばさ静岡医師、訪問看護ステーションあおむし所長、静岡県立大学講師（小児看護）、東海大学教授（保育）、中央特別支援学校教頭、静岡市障害者協会会長、発達障害児支援センターいこいの家所長、重症心身障害児（者）を守る会会員

開催回数：年 4 回（6 月・9 月・11 月・2 月）

令和元年度実施計画：実態調査の実施（当事者・事業所）、医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化

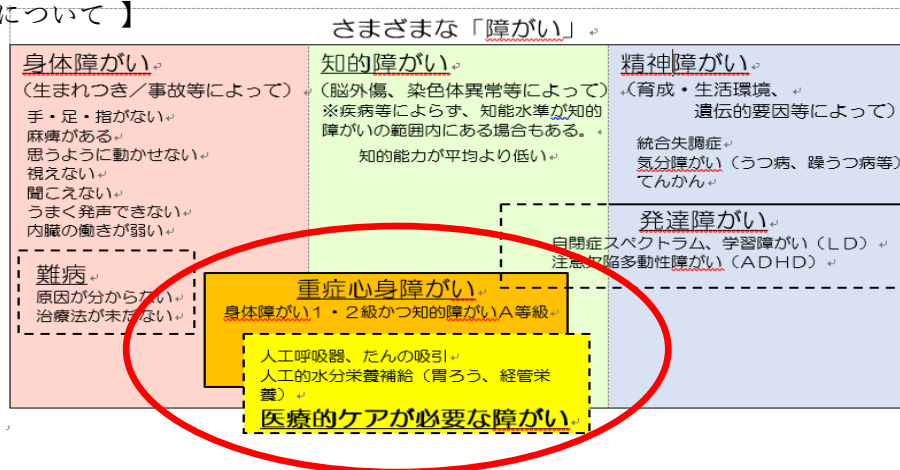
【 協議会設置の根拠法令等 】

○地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）（本規定は公布日施行）

平成 28 年 5 月 25 日成立・同年 6 月 3 日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」

○「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

【 医療的ケア児等について 】



【 地域における医療的ケア児の支援体制 】

